

保育料（利用者負担額）徴収基準額表

※保育料（利用者負担額）は、お子様のクラス
年齢と世帯（原則父と母）の区市町村民税の
合計で階層を決定します。

（単位 円）

階層	区民税等の条件 ※区市町村民税を計算する とき、住宅借入金等特別税額 控除、寄附金税額控除、外 国税額控除、配当控除等の 規定は、適用されません。	保育料(月額)	公立保育園、公設民営保育園の 延長保育料(月額)					
		0～5 歳児クラス	0～2 歳児 クラス	3 歳児 クラス	4、5 歳児 クラス	0～2 歳児 クラス	3 歳児 クラス	4、5 歳児 クラス
			第 1 子・第 2 子					
			標準時間			短時間		
			1 日 1 時間の場合の月額保育料			短時間保育の前後の 30 分単位		
A	生活保護世帯、里親世帯等	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)		0	0	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)		200	200	200	100	100	100
C	区民税均等割のみ		1,000	1,000	1,000	400	400	400
D1	区民税所得割 5,000 円未満							
D2	5,000～10,000 円未満							
D3	10,000～23,200 円未満		1,300	1,300	1,300	550	550	550
D4	23,200～36,400 円未満							
D5	36,400～48,600 円未満							
D6	48,600～72,800 円未満		2,000	1,900	1,800	850	750	750
D7	72,800～97,000 円未満		2,400			1,050		
D8	97,000～115,000 円未満		2,700			1,150		
D9	115,000～133,000 円未満		3,000	2,000	2,000	1,250	850	850
D10	133,000～151,000 円未満		3,200	2,300	2,200	1,350	950	900
D11	151,000～169,000 円未満		3,400	2,400	2,400	1,450	1,000	1,000
D12	169,000～185,500 円未満		3,700	2,600		1,550	1,050	
D13	185,500～202,000 円未満		4,000	2,700		1,650	1,100	
D14	202,000～218,500 円未満		4,100	2,800		1,700	1,150	
D15	218,500～235,000 円未満		4,300	3,000		1,800	1,200	
D16	235,000～251,500 円未満		4,600	3,100	2,500	1,900	1,250	1,050
D17	251,500～268,000 円未満		4,800			2,000		
D18	268,000～284,500 円未満		5,000			2,050		
D19	284,500～301,000 円未満		5,100			2,150		
D20	301,000～349,000 円未満		5,600	3,200	2,600	2,350	1,300	1,100
D21	349,000～397,000 円未満		6,300			2,600		
D22	397,000～443,600 円未満		6,900			2,850		
D23	443,600 円以上		7,300			3,050		

- 4～8 月分の保育料階層は令和 7 年度区市町村民税、9～3 月分の保育料階層は令和 8 年度区市町村民税をもとに計算されます。
- 延長保育については、小学校就学前の範囲内で、最年長の子ともその下の子は第 1 子・第 2 子の保育料が適用され、第 3 子以降の保育料は無償となります。
- 私立認可保育園（公私連携型を含む）、私立認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）の延長保育は、各施設の自主事業として行っているため、上記基準額表の延長保育料と異なる場合があります。また、公立保育園等で適用される延長保育料の減免等が適用にならない場合があるため、各施設に直接ご確認ください。
- あづま幼稚園と家庭的保育事業所（保育ママ）は短時間のみの利用となります。